

令和 3 年度

図書館要覧

富士見市立図書館

令和3年度図書館要覧 目次

図書館のあゆみ	1
利用案内	5
施設の概要	6
中央図書館	6
鶴瀬西分館	6
ふじみ野分館	7
水谷東公民館図書室	7
令和2年度統計資料	8
所蔵資料等概要	8
利用状況	9
障がい者サービス	11
視聴覚サービス	12
令和2年度事業報告	13
ボランティア団体	24
図書館協議会	25
協議会委員名簿		
開催状況		
運営方針	26
富士見市立図書館資料収集方針	26
条例・規則	28

図書館のあゆみ

- 1964（昭和39）年 県立移動図書館が町立文化会館前で貸出開始
- 1966（昭和41）年 南畑公民館内に町立図書館創立
- 1969（昭和44）年 町立移動図書館巡回開始 翌年「さざなみ号」と命名
- 1971（昭和46）年 「さざなみ号」新車購入
- 1973（昭和48）年 図書館協議会・視聴覚ライブラリーを設置
- 1974（昭和49）年 市立文化会館の一部に図書館開館
- 1978（昭和53）年 「さざなみ号」新車購入
- 1981（昭和56）年 市立文化会館を全面的に転用してサービス開始
- 1984（昭和59）年 地域図書サービス事業開始（公民館、小学校対象）
- 1985（昭和60）年 学校貸出文庫の試行。翌年度から実施
- 1986（昭和61）年 土曜、日曜の常時開館実施
- 1989（平成元）年 「さざなみ号」新車購入
鶴瀬西図書館開館（鶴瀬西小学校内）
- 1991（平成 3）年 水谷東公民館図書室開室（水谷東公民館内）
- 1994（平成 6）年 鶴瀬西図書館・移動図書館電算貸出開始
中央図書館開館（旧市立図書館閉館）
入間東部地区公共図書館の相互利用開始
中央図書館、鶴瀬西図書館間の連絡車運行開始
- 1995（平成 7）年 中央図書館の開館時間延長（水・木曜日午後7時まで）
- 1996（平成 8）年 中央図書館団体貸出開始
- 1998（平成10）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（月曜日が祝日にあたる場合の翌日の休館を廃止）
- 1999（平成11）年 移動図書館のコース変更、サービスポイントを増設
電算システム更新
水谷東公民館図書室開室日拡大
- 2000（平成12）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（月末が日曜日又は土曜日にあたる場合開館）
（敬老の日・文化の日開館）
移動図書館のサービスポイントを増設

- 2001（平成13）年 電話リクエスト・受け渡し館指定開始
移動図書館のサービスポイントを増設
- 2002（平成14）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（祝日が日曜日又は土曜日にあたる場合開館）
移動図書館のコース変更
水谷東公民館図書室開室日拡大・電算貸出開始
ふじみ野分館開館（ふじみ野交流センター内）
鶴瀬西図書館の名称を鶴瀬西分館に変更
分館の開館時間変更（火～金曜日午前10時から午後6時まで）
- 2003（平成15）年 移動図書館車廃止
水谷東公民館図書室開室日拡大
予約資料の公共施設受取サービス開始
公共施設への返却ポストの設置（5施設）・配送車運行開始
ホームページからの蔵書検索・予約受付サービス開始
電子メールでの調査相談受付開始
- 2004（平成16）年 中央図書館の開館時間延長（火～金曜日午後7時まで）
公共施設サービスポイント・返却ポストの増設（6施設）
- 2005（平成17）年 視聴覚資料の予約受付開始
公共施設サービスポイント・返却ポストの増設（8施設）
学校の統廃合に伴い鶴瀬西分館休館（12月27日～）
貸出用館内専用袋の設置
- 2006（平成18）年 電話での視聴覚資料の予約受付開始
電子メールでの予約連絡開始
- 2007（平成19）年 視聴覚資料（CD・ビデオ・カセット）の返却ポスト利用開始
「富士見市子ども読書活動推進計画」策定
- 2008（平成20）年 図書館システムの更新完了
携帯電話からの蔵書検索・予約受付サービス開始
つるせ台小学校内に鶴瀬西分館が完成（12月24日）
- 2009（平成21）年 鶴瀬西分館再開館 指定管理者制度導入
- 2010（平成22）年 中央図書館・ふじみ野分館 指定管理者制度導入

- 2011（平成23）年 東日本大震災の発生により午後3時以降を臨時休館（3月11日）
震災後の安全確保と資源節約のため開館時間を短縮
（3月22日～4月17日）
- 2013（平成25）年 中央図書館空調機器一部更新
「第2次富士見市子ども読書活動推進計画」策定
- 2014（平成26）年 中央図書館の図書の貸出冊数を10冊から20冊に変更
- 2015（平成27）年 図書館休館日の変更（月曜日祝日の場合は開館し、翌平日が
振替休館「富士見市立図書館条例」第7条より）
中央図書館の開館時間延長
（火～金曜日午後8時まで、試行期間：5月1日～9月30日）
公共施設サービスポイント・返却ポストの増設（1施設）
図書館システムの更新完了
- 2016（平成28）年 中央図書館の開館時間延長
（火～日曜日午前9時から、試行期間：7月1日～3月31日）
- 2017（平成29）年 中央図書館の開館時間延長 試行期間延長
（延長試行期間：4月1日～6月30日）
中央図書館 建物改修工事のため休館（7月1日～3月31日）
中央図書館 臨時窓口開設（8月1日～2月28日）
水谷東公民館図書室 建物改修工事のため休室（12月1日～2月28日）
- 2018（平成30）年 中央図書館建物改修工事終了リニューアルオープン（4月1日～）
公共施設返却ポストの増設（鶴瀬駅西口サンライトホール）
「第3次富士見市子ども読書活動推進計画」策定
中央図書館の開館時間延長 試行期間延長
（延長試行期間：4月1日～3月31日）
鶴瀬西分館・ふじみ野分館の開館時間延長
（火～日曜日午前9時から、試行期間：4月1日～3月31日）
ふじみ野分館 ふじみ野交流センター空調設備工事のため休館
（10月24日～11月12日）

- 2019（令和元）年 富士見市立図書館条例第8条利用時間を改正
（午前9時から午後7時まで）
富士見市立図書館条例施行規則第5条関係様式第1号を改正
（図書館利用申込書）
- 2020（令和2）年 図書館システム端末入替のため全館休館
（1月14日～1月19日）
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策として全館臨時休館
（3月3日）3月4日より一部サービス再開
水谷東公民館図書室 感染症対策のため閉室
（3月3日～6月7日）
緊急事態宣言発令に伴う全館臨時休館
（4月14日～5月17日）
ふじみ野分館 水谷東公民館図書室
（5月23日～6月14日） （6月13日～14日）
感染症対策による複合施設休館のため、土曜・日曜臨時休館
- 2021（令和3）年 水谷東公民館図書室 感染症対策のため閉室
（1月12日～3月20日）
鶴瀬駅西口サンライトホール一時閉鎖による返却ポストの撤去
（3月31日）

利用案内

開館時間

- 中央図書館
 - 鶴瀬西分館
 - ふじみ野分館
- 午前9時～午後7時
- 水谷東公民館図書室 午後1時～午後5時

休館日

- 月曜日、年末年始（12月28日～1月4日）、特別整理期間
- 月曜日祝日の場合は、開館し、翌平日が振替休日
- ふじみ野交流センター、水谷東公民館が休館の場合は、ふじみ野分館・水谷東公民館図書室も休館・休室

貸出点数/ 期間

- 図書・雑誌・紙芝居
 - 中央図書館 20冊まで / 15日間
 - 鶴瀬西分館
 - ふじみ野分館
 - 水谷東公民館図書室
 - 公共施設受取（予約のみ）

冊数制限なし / 15日間
- 視聴覚資料（DVD・CD）
 - 中央図書館
 - 鶴瀬西分館
 - ふじみ野分館
 - 水谷東公民館図書室
 - 公共施設受取

3点 / 15日間

施設の概要

中央図書館

- 所在地 〒354-0021 富士見市大字鶴馬1873番地1
TEL 049-252-5825 FAX 049-252-5839
- 開館 1994（平成6）年10月1日
- 敷地面積 11,808.96㎡
- 延床面積 4,463.58㎡
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階建
 - 1階 開架スペース、館外奉仕室（書庫）、ビデオ編集室、録音室、対面朗読室、展示ロビー、喫茶「ゆい」、事務室
 - 2階 視聴覚ホール、集会室、和室、保存書庫1、教育委員会事務局
 - 3階 保存書庫2、3
- 交通 電車：東武東上線鶴瀬駅東口より徒歩20分
バス： 市内巡回バス 富士見市立中央図書館下車、
または富士見市役所下車 徒歩2分
- 駐車場 専用駐車場（96台分）
- 駐輪場 専用駐輪場

鶴瀬西分館

- 所在地 〒354-0026 富士見市鶴瀬西2丁目9番1号
TEL 049-252-5945 FAX 049-252-5947
- 開館 2009（平成21）年4月1日
- 敷地 つるせ台小学校内
- 延床面積 380.09㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建1階部分
- 交通 電車：東武東上線鶴瀬駅より徒歩10分
- 駐車場 なし
- 駐輪場 専用駐輪場

ふじみ野分館

- 所在地 〒354-0036 富士見市ふじみ野東3丁目7番地1号
TEL 049-256-8860 FAX 049-261-5385
- 開館 2002（平成14）年6月1日
- 敷地 ふじみ野交流センター内
- 延床面積 257㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建2階部分
- 交通 東武東上線ふじみ野駅東口より徒歩10分
- 駐車場 共用駐車場（ふじみ野交流センターと共用）
- 駐輪場 共用駐輪場（ふじみ野交流センターと共用）

水谷東公民館図書室

- 所在地 〒354-0013 富士見市水谷東2丁目12番10号
TEL 049-252-5825 FAX 049-252-5839（中央図書館）
- 開室 1991（平成3）年6月4日
- 敷地 水谷東公民館内
- 延床面積 約31㎡
- 交通 電車：東武東上線 柳瀬川駅東口から 徒歩25分
バス：みずほ台駅東口から 市内巡回バス 水谷東公民館下車
志木駅東口から東武バス 水谷東下車
- 駐車場 あり
- 駐輪場 あり

令和2年度統計資料

所蔵資料等概要

●図書資料

令和3年3月31日時点

令和2年度		購入	寄贈	合計	除籍	蔵書	
中央	一般図書	5,513	122	5,635	3,405	178,149	
	郷土資料	48	181	229	2	18,822	
	児童図書	2,398	52	2,450	2,141	78,324	
	合計	7,959	355	8,314	5,548	275,295	
鶴瀬西	一般図書	798	32	830	1,490	27,699	
	郷土資料	0	35	35	0	455	
	児童図書	546	25	571	494	12,138	
	合計	1,344	92	1,436	1,984	40,292	
ふじみ野	一般図書	1,017	149	1,166	595	21,916	
	郷土資料	0	36	36	4	330	
	児童図書	581	51	632	683	14,263	
	合計	1,598	236	1,834	1,282	36,509	蔵書合計
水谷東 公民館 図書室	一般図書	71	5	76	10	2,417	230,181
	郷土資料	0	7	7	0	45	19,652
	児童図書	124	0	124	9	4,554	109,279
	合計	195	12	207	19	7,016	359,112

※点検不明による除籍も含む

●視聴覚資料

令和3年3月31日時点

		購入	寄贈	合計	除籍	蔵書
中央	CD	156	3	159	181	8,670
	DVD	105	15	120	0	1,311
	16ミリ	0	0	0	0	193
鶴瀬西	CD	0	0	0	0	1
ふじみ野	CD	0	0	0	0	1

●逐次刊行物 (タイトル)

	雑誌	新聞
中央	183	17
鶴瀬西	61	10
ふじみ野	63	7
水谷東	2	1

利用状況

● 新規登録者数(再発行含まず)

	市内	市外	合計
中央	1,317	336	1,653
鶴瀬西	303	15	318
ふじみ野	401	99	500
東図書館	12	2	14
合計	2,033	452	2,485

● 来館者数 ※ 小数点以下四捨五入

	開館日数	来館者数	一日あたり※
中央	271	126,309	466
鶴瀬西	275	45,714	166
ふじみ野	265	58,516	221
東図書館	185	1,314	7
合計	-	231,853	-

● 利用者数 (年齢区分別)

	0～6	7～12	13～19	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～	合計
中央	5,042	5,972	2,382	4,214	16,515	27,831	18,976	12,601	12,582	2,966	109,081
鶴瀬西	1,352	1,546	174	435	1,668	2,595	2,735	1,736	2,179	855	15,275
ふじみ野	2,291	1,456	668	628	2,272	4,334	2,724	2,567	2,724	581	20,245
東図書館	42	49	10	23	69	217	122	151	178	50	911
公共施設	598	743	239	570	4,302	6,254	4,125	2,763	2,231	410	22,235
合計	9,325	9,766	3,473	5,870	24,826	41,231	28,682	19,818	19,894	4,862	167,747

● 貸出点数

	図書	雑誌	視聴覚	合計
中央	308,270	19,457	17,355	345,082
鶴瀬西	52,325	3,424	641	56,390
ふじみ野	73,285	5,191	858	79,334
東図書館	3,071	119	24	3,214
公共施設	42,714	3,770	1,248	47,732
合計	479,665	31,961	20,126	531,752

● リクエスト・予約受付件数(個人・団体合計)

	Web OPAC	館内 OPAC	窓口 電話	合計
中央	132,050	1,167	9,319	142,536
鶴瀬西	2	801	4,585	5,388
ふじみ野	-	486	4,500	4,986
東図書館	10	-	172	182
公共施設	-	-	-	-
合計	132,062	2,454	18,576	153,092

● 調査相談（レファレンス）件数

	窓口	WEB	合計
中央	551	6	557
鶴瀬西	114	-	114
ふじみ野	162	-	162
東図書館	14	-	14
合計	841	6	847

● 複写件数

	件数	枚数
中央	401	2,684
鶴瀬西	64	200
ふじみ野	66	325
東図書館	-	-
合計	531	3,209

● 渋谷定輔文庫（中央図書館）

館内 閲覧	閲覧 者数	閲覧点数						複写 枚数	写真 撮影 枚数	
		文書	新聞	雑誌	図書	写真	その他			合計
	16	17	38	131	35	0	0	221	39	5

● データベース

データベース	アクセス数
JapanKnowledge	3
ポプラディア	39
聞蔵Ⅱ	24

● 図書館ホームページ

アクセス数	55,066

障がい者サービス

● 所蔵資料

資料の種類		所蔵点数
録音図書	DAISY	37
	テープ	272
点字資料	雑誌	39
	図書	252
大活字本		3,363
合計		3,963

● 利用統計

資料の種類		貸出点数
録音資料	DAISY	487
	テープ	21
点字資料	図書	12
	雑誌	0
視聴覚資料	C D	31
富士見市図書館だより (さざなみだより・録音図書情報)		132
合計		683

※郵送貸出利用者は11人

● 対面朗読

登録者	のべ利用人数	実施回数	音訳者数	利用時間
29	0	0	0	0

※実施場所は、中央図書館対面朗読室、サンライトホール、ふじみ野交流センター

視聴覚サービス

● 視聴覚ライブラリー貸出状況

貸出機材	所有数	貸出数
16mmフィルム	187	12
16mm映写機	3	1
暗幕	2	1
スクリーン	4	5
スポットライト	5	2
ワイヤレスアンプ	1	11
ワイヤレスマイク	3	11
OHP	1	0
ピンマイク	2	0
有線マイク	1	0
マイクスタンド	2	2
ビデオカメラ	1	0
映像デッキ	2	1
スピーカー（有線）	2	15
液晶プロジェクター	2	20
ドラム延長コード	2	6
拡大レンズ	1	3

● ブース利用状況

利用メディア	利用人数
DVD	
CD	
合計	

※ 感染症対策のため利用停止

● 館内施設の利用状況

施設名	回数	人数	他
視聴覚ホール	228	4,090	
集会室	246	3,027	
和室	36	108	
ビデオ編集室	0	0	
録音室	43	46	
展示ホール	9	-	

令和2年度事業報告

事業報告

● 中央図書館

事業名			開催日	人数
おはなし会	乳幼児対象	4回	9/16・10/7 11/18・12/9	42
	幼児・小学生対象		感染症対策のため 中止	0
	出張おはなし会（諏訪児童館）		感染症対策のため 中止	0
映画会	一般映画会	4回	9/27・10/18 11/15・12/13	59
	子ども映画会	5回	9/22・10/17 11/14・12/12 1/11	115
講座	音訳者養成講座 上級	9回	9月～3月	60
図書館まつり			感染症対策のため 中止	
ロビーコンサート	『音楽で巡る欧州』		10月24日	15
	『音楽で楽しむ日本』		11月29日	24
	『音楽で素敵なクリスマスを』		12月19日	26
その他	新春貸出福袋		1月5日～	49
	『書き出し』で選ぶ50冊		1月30日～	50
	『長編に挑戦!』		2月10日～	110
	小学1年生の図書館利用カード作成		10月	181
	セカンドブックサービス		1月25日	952
	ぬいぐるみおとまりかい		3月28日	13

※4月～8月、1月～2月は、感染症対策のため原則イベント中止

● ふじみ野分館

事業名		開催日	人数	
おはなし会	乳幼児対象	4回 9/11・10/16 11/13・1/8	39	
	幼児・小学生対象（ぶんちゃんひろば）	5回 9/12・10/10 11/14・12/12 1/9	81	
	ふじみ野児童館図書室出張おはなし会 （乳幼児対象）	0回 感染症対策のため 中止	0	
	ふじみ野児童館図書室出張おはなし会 （幼児・小学生）	0回 感染症対策のため 中止	0	
	慶櫻ふじみ保育園出張おはなし会 （0.1.2歳）	0回 感染症対策のため 中止	0	
	慶櫻ふじみ保育園出張おはなし会 （3歳以上）	0回 感染症対策のため 中止	0	
	魔女たちのおはなしハロウィンパーティー		10月18日	17
	にこにこひろばクリスマス会		12月11日	55
	特別おはなし会『にこにこひろば』		3月10日	32
	特別おはなし会『にこにこひろば』		3月18日	28
映画会	子ども映画会	5回 （内、工作会付2回） 9/27・10/25 11/22・12/27 3/27	52	
講座	子ども科学講座	感染症対策のため 中止		
その他	廊下壁面飾り		4月1日～4月12日	-
	スタッフが選んだ資料の貸出		4月1日～	12
	スタッフが選んだ資料の貸出		5月19日～	7
	七夕かざりにお願いをかこう		6月9日～7月7日	25
	調べ学習おためしセット（5セット実施）		7月23日～8月9日	8
	わくわくスタンプラリー		7月23日～8月30日	-
	小学1年生の図書館利用カード作成		7月28日	107
	御朱印帳づくり		9月13日	6
	小学1年生の図書館利用カード作成		10月	146
	富士見市子ども読書コンクールPOP作品展示		11月15日～11月29日	-
	水引五色飾り		11月27日	11
	障がい者週間における市内障がい者施設 授産品セットの利用者配布		12月3日	-
	1階壁面クリスマス飾りつけ		12月8日	-
	新春貸出福袋（一般向け）		1月5日～	7
	新春貸出福袋（児童向け）		1月6日～1月9日	14
ぶんちゃんスペシャル貸出パック		1月13日～3月7日	54	

※4月～8月、1月～2月は、感染症対策のため原則イベント中止

● 鶴瀬西分館

事業名			開催日	人数
おはなし会	午前 乳幼児対象 (第2水曜日)	4回	9/9・10/14 11/11・12/9	24
	午後 幼児・小学生対象 (第2水曜日)	6回	9/9・10/14 11/11(2回) 12/9 (2回)	37
	午前 乳幼児対象 (第3日曜日)	5回	9/20・10/18 11/15 (2回) 12/20	32
	午後 幼児・小学生対象 (第3日曜日)	4回	9/20・10/18・ 11/15・12/20	24
	第六保育所	0回	感染症対策のため 中止	0
映画会	児童対象	2回	10/3・12/5	15
	一般対象	3回	9/5・11/7・1/9	13
	スノーマン上映会 (つるせ台小学校 対象)		12月10日, 11日	255
工作会	スノーマンぬり絵 (つるせ台小学校 対象)		12月10日, 11日	255
	つるせ台まつり		感染症対策のため 中止	0
	つるせ台小まつり工作		感染症対策のため 中止	0
講座	リーディングセッション体験～ワークショップ& ライブ～第1部 ワークショップ		4/25延期 11/23実施	7
	リーディングセッション体験～ワークショップ& ライブ～第2部 ライブ		4/25延期 11/23実施	8
	「調べる学習ワークショップ」		感染症対策のため 中止	-
	「本とのであい～本の楽しさを知って、自分の思 いを書いてみよう！！～」(読書感想文相談) 1 年生親子講座		8月22日	1組
	「本とのであい～本の楽しさを知って、自分の思 いを書いてみよう！！～」(読書感想文相談) 2- 4年生		8月22日	3組
	科学講座「ぺちゃんこ実験室」		9月22日	7
	わらべうたで遊ぼう～子育ての知恵のつまった遠 野のわらべうたに学ぶ～		11月13日	9組
	「親子で楽しむ コンサートin X'mas」 第1部		12月19日	8
	「親子で楽しむ コンサートin X'mas」 第2部		12月19日	4
	わらべうた講座②「わらべうたで遊ぼう～子育て の知恵のつまった遠野のわらべうたに学ぶ～」		2月12日 感染症対策のため 延期	-
	「図書館博士！」		3月13日 感染症対策のため 延期	-
	「大人のための『折り紙教室』」		3月17日 感染症対策のため 延期	-

その他	西ちゃんからのおススメ本（児童）	3月14日～4月12日	110組
	西ちゃんからのおススメ本（一般）	3月20日～4月12日	43組
	「ぼくの・わたしのすきな本」	4月1日～4月12日	10枚
	西ちゃんからのおススメ本（児童）	5月19日～31日	70組
	西ちゃんからのおススメ本（一般）	5月19日～31日	32組
	「七夕飾り」	6月23日～7月10日	24枚
	「西分館の壁に花火をかざろう！」	8月1日～8月30日	28枚
	西ちゃんの調べる学習サマーバッグ	8月1日～8月30日	39セット
	「鶴瀬西分館へ行ってみよう！」2020なつ（未就学児）	8月1日～8月30日	6枚
	「鶴瀬西分館へ行ってみよう！」2020なつ	8月1日～8月30日	32枚
	生物多様性の本棚 ～みんなが生きものをつながる100冊～ 「君の考えた生物多様性の生き物」	10月27日～11月29日	78枚
	「福本セット 本はじめ～セルビア共和国でクイズで運だめし」（012歳児・幼児・小学校低学年・中学年・高学年・YA・一般）【本貸出】	1月5日～1月15日	29冊
	「福本セット 本はじめ～セルビア共和国でクイズで運だめし」（012歳児・幼児・小学校低学年・中学年・高学年・YA・一般）【クイズ】	1月5日～1月15日	19件
	セルビア共和国クイズ	1月16日～3月31日	32件
	セルビア共和国ぬり絵	1月16日～3月31日	22枚
	西ちゃんからのおススメ本（児童）	2月9日～3月31日	108組
	西ちゃんからのおススメ本（一般）	2月9日～3月31日	31組
	「24日は西（にし）の日」	3月24日	53枚

※4月～8月、1月～2月は、感染症対策のため原則イベント中止

● 特集展示

○ 中央図書館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月	本との出会い
5月	
6月	歴代の朝ドラを振り返る／時代小説／新聞の書評欄に掲載された本
7月	歴代の朝ドラを振り返る／ひんやり／新聞の書評欄に掲載された本
8月	歴代の朝ドラを振り返る／おうち旅／新聞の書評欄に掲載された本
9月	秋に読みたい宮沢賢治／歴代の朝ドラを振り返る／新聞の書評欄に掲載された本
10月	いただきます／歴代の朝ドラを振り返る／音を、楽しむ。／新聞の書評欄に掲載された本
11月	そろそろ冬支度／音を、楽しむ。／新聞の書評欄に掲載された本
12月	おいしい本あつめました／音を、楽しむ。／新聞の書評欄に掲載された本
1月	新しいことに挑戦！／音を、楽しむ。／新聞の書評欄に掲載された本
2月	新しいことに挑戦！
3月	心を燃やす本

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	
5月	「おとうさんおかあさんだいすき」
6月	「おとうさんおかあさんだいすき」
7月	「キラキラおほしさま」
8月	「ほんでうみにいこう！」
9月	「なつかしい本 あたらしい本」
10月	「ハロウィン」
11月	「しょくぶつえん」
12月	「やっぱりクリスマス」
1月	「モーモー」
2月	「モーモー」
3月	「ぼうさい」

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月	
5月	「心に栄養を!!」
6月	「心に栄養を!!」
7月	「Book Adventures Summer」
8月	「Book Adventures Summer」
9月	「ミステリー」
10月	「スポーツの秋」
11月	「SF」
12月	「この本届け！君たちへ」
1月	「この本届け！君たちへ」
2月	「この本届け！君たちへ」
3月	「ストレス発散」

テーマ展示：ミニ展示

期間	テーマ
4月	
5月	
6月	男女共同参画／健やかな身体になる
7月	戦後75年 記憶・記録
8月	戦後75年 記憶・記録
9月	動物はともだち！
10月	ノーベル賞の世界
11月	ノーベル賞の世界／女性に対する暴力は子どもの心も傷つける DVについて考える／障がい者週間
12月	障がい者週間／冷えとりで冬を快適に
1月	冷えとりで冬を快適に
2月	
3月	

○ふじみ野分館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月	「はじめよう」
5月	「リフレッシュしよう」
6月	「リフレッシュしよう」
7月	「戦争と平和」
8月	「戦争と平和」
9月	「これからに備えよう」
10月	「芸術の秋」
11月	「和の文化にふれる」
12月	「新しい年を迎えよう」
1月	「いきもの」
2月	「ご趣味は？」
3月	「フジベス一般篇」

テーマ展示：文学

期間	テーマ
4月	「歴史にふれる」
5月	「心のデトックス」
6月	「心のデトックス」
7月	「戦争と平和」
8月	「戦争と平和」
9月	「秋の夜長にミステリー」
10月	「芸術の秋」
11月	「おいしい話」
12月	「新しい年を迎えよう」
1月	「いきもの」
2月	「恋はいろいろ」
3月※	「フジベス文芸書篇」

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月	「勉強能率UPのために」
5月	「勉強能率UPのために」
6月	「今、ネットが熱い！」
7月	「理系＋芸術＝STEAM」
8月	「理系＋芸術＝STEAM」
9月	「新旧交代！部活！！」
10月	「ちくまプリマー新書VS岩波ジュニア新書」
11月	「映画×本」
12月	「年の暮れに、手作りいかが？」
1月	「僕たちの未来（進路・仕事）」
2月	「君は、この謎が解けるか？」
3月※	「YA世代に贈る絵本」

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	「がっこう」
5月	「はらっぱ」
6月	「じっくりよんでみよう」
7月	「夏休みおすすめ」
8月	「夏休みおすすめ」
9月	「体をうごかそう！」
10月	「ハロウィン」
11月	「本となかよし」
12月	「クリスマスとお正月」
1月	「冬をたのしもう」
2月	「ねこ」
3月※	「いろいろなあそびの本」

テーマ展示：子育て

期間	テーマ
4月	
5月	「ふれよう！春の自然」
6月	「食育を考えよう」
7月	「赤ちゃんと涼しい暮らし」
8月	「赤ちゃんと涼しい暮らし」
9月	「備えよう！災害」
10月	「パパ・ママになる」
11月	「疲れていませんか？」
12月	「ノーマライゼーションって？」
1月	「ちょっと具合の悪い時」
2月	「手作りに挑戦（お菓子篇）」
3月※	「手作りに挑戦（手芸篇）」

テーマ展示：ミニ展示

期間	テーマ
4月	
5月	
6月	梅しごとをたのしむ／本の中で旅をしよう／梅雨&たなばた／富士見市はセルビアのホストタウンです
7月	こんな時期だから、手紙を書いてみませんか？／会社が消える!?／夏休み自由研究・工作／夏／富士見市はセルビアのホストタウンです
8月	御朱印はじめませんか／夏休み自由研究・工作／夏休みの読書に絵本で伝記はいかが？／夏休みだよ！おうちでごはん／夏／富士見市はセルビアのホストタウンです
9月	御朱印はじめませんか／自然の中へとびだそう！／企業から学ぶアレコレ／月／カメラの技を磨いてみませんか？／かお 目口鼻耳髪肌髪／「ベートーヴェン捏造」関連／「どこからが病気なのか」関連／動物愛護週間／秋／富士見市はセルビアのホストタウンです
10月	科学道100冊2020／「われ悩む、ゆえにわれあり」関連／秋／富士見市はセルビアのホストタウンです
11月	うちどく／「手帳をもっとたのしく！DIY BOOK」関連／富士見市子ども読書コンクールPOP紹介作品／秋／富士見市はセルビアのホストタウンです
12月	「精霊の守り人」「きよしこ」関連／うし 牛 丑／編み物で冬じたく／お家で楽しむクリスマス／絵本専門士おすすめ赤ちゃん絵本／冬の紙芝居／富士見市はセルビアのホストタウンです
1月	今なら読めます！ちょっと前に話題になった本／時間の使い方／「きよしこ」関連／冬の紙芝居／富士見市はセルビアのホストタウンです
2月	準新刊／冬の紙芝居
3月	準新刊／埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2020／新生活への準備を始めませんか？／「暮らしの数字」関連／春の紙芝居

○鶴瀬西分館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月・5月	「転ばぬ先の杖」
6月・7月	「お家でできることしたいこと」
8月・9月	「免疫力アップ！」
10月・11月	「人生の最終章」
12月・1月	「お・も・て・な・し」
2月・3月	「kawaii カワイイ」

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	「はじめまして」
5月	「おでかけしましょ！」
6月	「空もよう」
7月	「挑戦！（チャレンジ）」
8月	「挑戦！（チャレンジ）」
9月	「おいしいものいっぱい」
10月	「色とりどりの世界」
11月	「ファンタジー」
12月	「わくわく」
1月	「新しい年に・・・」
2月	「あるところに・・・」
3月	「たびだち」

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月・5月・6月	「SDGs」
7月・8月・9月	「SDGs＝持続可能な開発目標②」
10月・11月・12月	「SDGs＝持続可能な開発目標③」
1月・2月・3月	「SDGs＝持続可能な開発目標④」

テーマ展示：ミニ展示

期間	テーマ
4月	「桜の本」
5月・6月	「雑学ミニ知識の本」
7月・8月	「ひんやりおいしい食べもの」
9月・10月	「なつかしい！」
11月・12月	「マンガで解説本」
1月・2月	「1年は365日」
3月	「脳を鍛えましょう」

特別展示：一般

期間	テーマ
4月から3月	「ホストタウン セルビア」
1月13日から31日	「追悼 安野 光雅」
1月13日から31日	「追悼 半藤 一利」
1月29日から2月7日	「ジョン・ル・カレ」

児童特別展示：児童

期間	テーマ
10月27日から11月29日	「生物多様性の本箱」

● 学校連携事業

ブックトーク 対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
つるせ台小学校					25	306

図書館見学 対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
鶴瀬小学校					1	123
南畑小学校	2	65				
関沢小学校					1	9
諏訪小学校	2	119				
ふじみ野小学校			1	97		
つるせ台小学校	1	99			1	130
本郷中（特別支援学級）	1	16				
	6	299	1	97	3	262

職場体験 対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
※感染症対策のため中止						

富士見子どもビブリオバトル大賞

ビブリオバトルデモンストレーション・ワークショップ

対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
※感染症対策のため中止						

図書館利用カード作成 対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
鶴瀬小学校					1	92
水谷小学校			1	101		
南畑小学校			1	44		
関沢小学校					1	69
勝瀬小学校			1	48		
水谷東小学校					1	35
諏訪小学校	1	146				
みずほ台小学校	1	52				
針ヶ谷小学校	1	32				
ふじみ野小学校			1	59		
つるせ台小学校					1	85
特別支援学校	1	5				
	4	235	4	252	4	281

読み聞かせ講座 対象	中央		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
※感染症対策のため中止						

● 団体利用

施設別貸出回数及び冊数 対象	中央(水谷東含む)		ふじみ野		鶴瀬西	
	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数
第4保育所	3	6				
第5保育所	1	1				
こぶしの里保育所	6	53				
慶櫻ふじみ保育園	1	5	2	3		
けやきわかば保育園	3	197				
子どものそのBaby保育園	1	1				
ふじみ野保育園子育て支援センター「にこにこ広場」			9	363		
すわ幼稚園	6	233				
キートス・アイキッズ鶴瀬	3	41				
諏訪小学校	2	569				
勝瀬小学校			1	43		
鶴瀬小学校	4	32	1	6		
つるせ台小学校	2	8			60	1,445
南畑小学校	2	151			3	95
針ヶ谷小学校	2	57				
ふじみ野小学校	1	3	1	1		
富士見特別支援学校	3	14				
諏訪児童館	6	139				
鶴瀬西交流センター	2	8				
ふじみ野児童館			3	50		
つるせ台放課後クラブ					11	660
富士見台中学校(よつば学級)	2	46				
本郷中学校	6	100				
子育てサロン ミッキークラブ	2	5				
すぶんふる	1	1				
鶴瀬西交流センター 紙芝居ボランティア	4	33				
ウェルガーデンみずほ台	2	10				
	65	1,713	17	466	74	2,200

配本サービス

対象	回数	冊数
第1保育所	10	1,133
第2保育所	9	510
第3保育所	10	1,021
第4保育所	9	1,039
第5保育所	5	542
第6保育所	7	533
子育て支援センター	7	161
富士見特別支援学校	1	93
	58	5,032

● 広報誌活動

館	名称	発行	対象	部数
中央	さざなみだより	毎月	一般	3,190
	BOOK ADVENTURES	隔月	Y A	1,355
	とびらしんぶん	隔月	児童	720
ふじみ野	ぶんちゃんしんぶん	毎月	児童	2,710
鶴瀬西	つるせにししんぶん	毎月	児童	1,344

ブックリスト

館	名称	発行	対象	部数
中央	ほんのくにたんけん	7・8月	小学生	405
	BOOK ADVENTURES SUMMER		中・高生	255

● 協力事業・他

	名称	人数	他
中央	ブックスタート(※セットのみ配布)	551	

● ボランティア

団体名	活動内容	登録者数
あいあい(全館)	おはなし会で読み聞かせなどを実施	11
すぶんふる(全館)	おはなし会で読み聞かせなどを実施	8
修理ボランティア(中央)	本の修理を実施(月1回～2回)	14
修理ボランティア(鶴瀬西)	本の修理を実施(月2～3回)	1
YAボランティア(鶴瀬西)	企画打ち合わせ	7

図書館協議会

● 新協議会委員名簿

役職名	氏名	所属
委員長	出井 隆志	学識経験者
副委員長	檜山 美智子	読み聞かせボランティア
委員	伊垣 容子	公募者
委員	金高 陽子	私立保育園長
委員	木村 多喜雄	富士見市文化協会
委員	小森 和雄	公民館運営審議会委員
委員	辻口 幸恵	市校長会
委員	野澤 節子	富士見市音訳グループ
委員	野瀬 武博	ふじみビデオクラブ
委員	渡邊 知広	社会教育委員

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

● 旧協議会委員名簿

役職名	氏名	所属
委員長	渡辺 志津子	学識経験者
副委員長	小森 和雄	公民館運営審議会委員
委員	荒川 照子	社会教育委員
委員	木村 多喜雄	富士見市文化協会
委員	佐藤 千枝子	富士見市音訳者グループ
委員	関根 衣都美	私立保育園長
委員	辻口 幸恵	市校長会
委員	野瀬 武博	ふじみビデオクラブ
委員	檜山 美智子	読み聞かせボランティア
委員	渡邊 知広	公募者

任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

● 令和2年度の開催状況

	開催日	時間	内容
1	12月11日	10:00～11:15	1. 指定管理会社変更のご挨拶 2. 各館事業報告（令和元年度年間報告・令和2年度4月から10月活動報告）

※感染症対策のため、12月のみ開催

富士見市立図書館資料収集方針

1 基本的な方針

富士見市立図書館は、図書館法第2条に基づき資料を収集、整理、保存の上利用に供し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することにより市民の生涯学習を支援するための市の教育機関として、全ての市民に奉仕します。

市民が基本的人権のひとつとしてもつ表現の自由と一体である「知る自由」を保障する機関として、適切な資料収集を行い魅力ある蔵書を構築することにより、市民文化の醸成と地域社会の発展に寄与します。

2 資料構成

富士見市は、住宅都市として発展してきた一方で、農業地域を有し、多彩な職業、幅広い年齢層で構成されています。そのため資料構成についても、地域社会の状況、市民の要望や期待に応え得るよう多様で幅広い蔵書を計画的に構築していきます。

内容的には、図書館としての基本的資料と市民の要求に依拠した資料を基本としつつ読書や学習、調査研究に関する意識、意欲を喚起できるような、新鮮で魅力ある資料群の構築をめざします。

また、中央図書館や分館、分室がそれぞれの特性や地域性を重視しながらも、全体がひとつの図書館として有機的に機能するような資料構成をつくりあげるよう努めます。なお、図書館資料の適切な維持を図るため、6に定める資料選定基準の他に資料除籍基準を定めます。

3 資料収集のための体制

図書館は、公的な機関として、市民の付託を受けて資料の収集、整理、保存、提供を組織的、系統的に行うための有機的に結ばれた組織であり、そのための体制として、司書を中心とした図書館職員が資料の選定と収集を行います。蔵書に対する市民の見解や予約の状況など日頃の図書館運営のなかで市民の利用傾向を把握するとともに図書館協議会、利用者アンケートなどで出された意見などにも充分留意します。幅広い収集に努めるため、出版情報だけでなく、出版目録、書評、現物見計らいなどを参考に選定します。選定にあたっては、常に5の各号に基づき、富士見市民に適した図書、逐次刊行物、視聴覚資料等幅広く資料の選定を行います。

4 資料の収集範囲

次の資料を収集します。

- (1) 図書…一般図書、児童図書、青少年図書、外国語図書、参考調査用図書、郷土行政図書、漫画、紙芝居、録音図書、点字図書、大活字本など

- (2) 逐次刊行物…一般向けの新聞（全国、地方、政党など）および雑誌、児童・青少年向け新聞および雑誌。他に録音版広報、点字雑誌など
- (3) 地図…地形図、住宅地図、道路地図など
- (4) 視聴覚資料…CD、DVD、ブルーレイディスク、地域映像資料（市、市民などの制作）など
- (5) 特別コレクション…渋谷定輔文庫資料
- (6) ファイル資料…広報、官報など
- (7) その他…図書館作成資料など

館別の資料の収集範囲は、中央図書館が（１）～（７）、鶴瀬西分館、ふじみ野分館並びに水谷東公民館図書室が（１）～（３）とします。

なお、主題別の収集範囲については、別途資料選定基準において定めます。

上記資料のうち、郷土行政資料の富士見市資料については、網羅的な収集に努めます。

特別コレクションである渋谷定輔資料は、収集ではありませんが、当市だけがもつ資料として整備を行います。また、新たな資料の発見があった場合は対象資料として収集に努めます。

5 「図書館の自由に関する宣言」の尊重

資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」のうち資料収集に係る以下の項目に基づくものとします。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。

6 選定基準の策定

具体的に資料の収集を行うにあたっては、上記の各項目を基本としつつ、分野ごとに選定の視点や留意すべき事項を記述した選定基準を定め、適切な資料収集に努めるものとします。

○富士見市立図書館条例

平成6年3月31日

条例第8号

改正 平成13年12月25日条例第30号

平成18年12月15日条例第41号

平成20年10月29日条例第24号

平成21年9月30日条例第22号

平成22年4月30日条例第9号

平成24年3月23日条例第10号

平成27年3月27日条例第5号

平成30年12月21日条例第44号

注 平成18年12月から改正経過を注記した。

富士見市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第25号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 富士見市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（図書館の名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立中央図書館	富士見市大字鶴馬1873番地1

（分館の名称及び位置）

第3条 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立図書館鶴瀬西分館	富士見市鶴瀬西2丁目9番1号
富士見市立図書館ふじみ野分館	〃 ふじみ野東3丁目7番地1

（平18条例41・平20条例24・平22条例9・一部改正）

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平21条例22・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める業務

(平21条例22・全改)

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理日（毎年15日以内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。）

(平21条例22・追加、平27条例5・一部改正)

(利用時間)

第8条 図書館の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(平21条例22・追加、平30条例44・一部改正)

(図書館内の利用)

第9条 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)は、図書館内において、自由に利用することができる。ただし、教育委員会が別に定める図書館資料の視聴については、次条第3項に規定する利用カードを指定管理者に提示して視聴しなければならない。

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第7条繰下・一部改正)

(貸出しの登録等)

第10条 図書館資料又は視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(以下「登録申込者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) その他教育委員会が定める事項

3 指定管理者は、第1項の登録をしたときは、教育委員会規則で定める図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を当該登録申込者に交付するものとする。

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第8条繰下・一部改正)

(図書館資料等の貸出し)

第11条 図書館資料等の貸出しを受けようとする者は、利用カードを指定管理者に提示しなければならない。

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第9条繰下・一部改正)

(貸出しの制限)

第12条 次に掲げる図書館資料は、図書館外への貸出しをしないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 禁帯出の表示のある図書館資料
- (2) 新聞、官報及び埼玉県報
- (3) その他教育委員会が指定する図書館資料

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第10条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第13条 図書館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は図書館資料その他物品を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第11条繰下)

(図書館協議会)

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、富士見市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例41・旧第5条繰下・一部改正、平21条例22・旧第15条繰上、平24条例10・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平18条例41・旧第6条繰下、平21条例22・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(富士見市立視聴覚ライブラリー設置条例の廃止)

2 富士見市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和48年条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成13年12月25日条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第4条第2項の規定並びに附則第2項の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は公布の日から、第3条の表富士見市立図書館鶴瀬西分館の項の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市立図書館条例第8条第1項の規定により貸出しの登録を受けた者は、改正後の富士見市立図書館条例第10条第1項の規定により貸出しの登録を受けた者とみなす。

附 則（平成22年4月30日条例第9号）

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第44号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○富士見市立図書館条例施行規則

平成6年8月19日

教委規則第4号

改正 平成6年12月26日教委規則第7号

平成7年2月23日教委規則第1号

平成10年3月5日教委規則第2号

平成12年3月29日教委規則第4号

平成12年8月31日教委規則第8号

平成14年3月22日教委規則第6号

平成15年2月26日教委規則第1号

平成16年3月15日教委規則第3号

平成19年3月22日教委規則第5号

平成20年12月19日教委規則第3号

平成21年11月18日教委規則第5号

平成22年3月18日教委規則第2号

平成26年6月27日教委規則第3号

令和元年5月1日教委規則第2号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

富士見市立図書館管理運営規則（昭和61年教委規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 富士見市立図書館（以下「図書館」という。）は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- （1） 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
- （2） 図書館資料の貸出し
- （3） 読書案内及び図書館利用の相談

- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催、奨励及び援助
- (5) 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供
- (7) 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力
- (8) 図書館資料の他の図書館との相互貸借
- (9) 障害等のため通常の方法による図書館利用が困難な者に対する録音資料の郵便等による送付サービス、朗読サービスその他の援助

(平 2 2 教委規則 2 ・ 一部改正)

(視聴覚ライブラリーの設置)

第 3 条 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。

(利用に供する主な設備)

第 4 条 図書館が市民の利用に供する主な設備は、次のとおりとする。

中央図書館	閲覧室、視聴覚鑑賞コーナー、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室
図書館鶴瀬西分館	閲覧室
図書館ふじみ野分館	閲覧室

(平 2 0 教委規則 3 ・ 平 2 1 教委規則 5 ・ 一部改正)

(貸出しの登録等)

第 5 条 条例第 1 0 条第 1 項に規定する図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しの登録を受けることのできる者は、次のとおりとする。

区分	対象者
図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）	(1) 個人 (2) 市内の団体
視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム	(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者

2 条例第 1 0 条第 1 項の登録を受けようとする者は、その申込みの際次の各号に

じ、当該各号に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 個人 住所及び氏名の確認ができる書類

(2) 団体 会員名簿又は教育委員会が必要と認める書類

3 条例第10条第2項に規定する申込書は、図書館利用申込書(様式第1号)とする。

4 条例第10条第3項に規定する図書館利用カード(以下「利用カード」という。)は、様式第2号とする。

5 登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項の変更若しくは確認又は利用カードの再交付を受けなければならない。

(1) 図書館利用申込書の記載事項に異動が生じたとき。

(2) 利用カードを亡失又は損傷したとき。

(3) 個人の利用カードで、次条第1項に規定する有効期間を経過したものを使用する時。

(平19教委規則5・全改、平20教委規則3・平22教委規則2・平26教委規則3・一部改正)

(個人の利用カードの有効期間等)

第5条の2 個人の利用カードの有効期間は、貸出しの登録の日の翌日から起算して2年とする。

2 個人の利用カードの有効期間は、更新の手続をすることにより延長することができる。この場合において、当該手続により延長される有効期間は、当該手続をした日の翌日から起算して2年とする。

3 前項の更新の手続は、第5条第2項第1号に掲げる書類を提示することにより行うものとする。

(平20教委規則3・追加)

(団体の利用カードの有効期間等)

第5条の3 団体の利用カードの有効期間は、貸出しの登録のあった日の属する年度の末日までとする。

2 団体の利用カードの有効期間は、更新の手続をすることにより延長することができる。この場合において、当該手続により延長される有効期間は、当該手続をした

日の翌日の属する年度の末日までとする。

3 前項の更新の手続は、第5条第2項第2号に掲げる書類を提示することにより行うものとする。

(平26教委規則3・追加)

(貸出し制限)

第6条 条例第12条第3号に規定する図書館資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 逐次刊行物の最新号
- (2) 特別コレクション
- (3) その他教育委員会が指定したもの

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正)

(図書館資料等の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第7条 図書館資料等を同時に貸出しできる数並びに図書館資料等の貸出期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・逐次刊行物	制限なし	15日間 (団体貸出については、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
視聴覚資料	3点以内	15日間	利用日当日
16ミリ映画フィルム	5点以内	8日間	利用日から起算して2月前の起算日に相当する日
視聴覚機材	制限なし	8日間	

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めたときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・平26教委規則3・一部改正)

(図書館資料等の貸出しの停止等)

第8条 指定管理者は、貸出しを受けた者が貸出期間を経過しても図書館資料等を返納しないときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正)

(設備の利用の承認)

第9条 次に掲げる設備を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 視聴覚ホール
- (2) 集会室
- (3) 和室
- (4) ビデオ編集室
- (5) 録音室
- (6) 展示コーナー
- (7) 対面朗読室

2 前項の承認(対面朗読室に係わる承認を除く。)を受けようとする者は、利用日の属する月の3月前の初日から利用日の前日までに、図書館設備利用申込書により指定管理者に申込みをしなければならない。

3 対面朗読室の利用に係る申込み及び承認については、口頭によるものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定による申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

5 指定管理者は、第1項の規定による利用申込みがあったときは、速やかに承認又は不承認の決定をし、申込者に通知するものとする。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正)

(図書館の利用の制限)

第10条 指定管理者は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の利用を禁止し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。

(3) 指定管理者の指示に従わないとき。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正)

(損害賠償)

第11条 条例第13条第1項に規定による損害賠償は、指定管理者の指示に従い、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を指定管理者が相当と認める現品をもってするものとする。

2 条例第13条第1項に規定による図書館資料その他物品の忘失等について必要と認めるときは、教育委員会は損害賠償の一部又は全部を免除することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正)

(図書館資料の複写)

第12条 図書館資料の複写を希望する者には、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号の規定により複写することができる。

(平19教委規則5・全改)

(駐車場の利用)

第13条 図書館駐車場の利用については、教育委員会が別に定める。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・旧第14条線上)

(利用者に対する秘密保持)

第14条 指定管理者は、資料の提供活動を通じて知り得た図書館利用者の個人的な秘密が漏れることがないように必要な措置を講じなければならない。

(平19教委規則5・旧第16条線上、平22教委規則2・旧第15条線上・一部改正)

(図書館協議会)

第15条 富士見市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 協議会の会議は、委員長が招集する。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 6 協議会に書記を置き、図書館の職員をもって充てる。
- 7 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

(平22教委規則2・旧第17条繰上)

(寄贈及び寄託)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 寄託を受けた図書館資料は、図書館の所有に属する図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(平22教委規則2・旧第18条繰上)

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平22教委規則2・旧第19条繰上)

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月26日教委規則第7号)

この規則は、平成6年12月27日から施行する。

附 則 (平成7年2月23日教委規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月5日教委規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月31日教委規則第8号)

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条(中央図書館の項括弧書き部分を除く。)の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日教委規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月15日教委規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日教委規則第3号）

（施行日等）

- 1 この規則は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。ただし、第4条、第13条及び第16条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則の規定により平成20年12月1日前に交付されている個人の利用カードは、改正後の富士見市立図書館条例施行規則の規定により交付された個人の利用カードとみなす。この場合において、当該個人の利用カードの有効期限は、平成21年9月30日とする。
- 3 前項の有効期限の前に行われた個人の利用カードの有効期間の更新の手続きは、第5条の2第3項の規定により行われたものとみなす。この場合において、当該手続きにより延長された有効期間は、同条第2項に規定する有効期間とする。

附 則（平成21年11月18日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に館外に貸出しを行っている図書館資料等に係る貸出数及び貸出期間については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月1日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

図書館利用申込書(利用カード・パスワード)		登録番号	
受付日 年 月 日			
フリガナ			自宅電話番号
名前			携帯電話番号
生年月日	年 月 日		
住所	〒 アパート・マンション名 ()		
受付入力	入力確認	(免許証・保険証・その他)	
		パスワード登録	要・不要

太枠のなかに記入してください

富士見市立図書館

様式第2号(第5条関係)

図書館利用カード

なまえ

富士見市立図書館

様式第1号(第5条関係)

(平20教委規則3・全改、令元教委規則2・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(平19教委規則5・追加)

○富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱

平成3年6月4日教委告示第15号

改正 平成10年7月14日教委告示第11号

平成11年10月6日教委告示第17号

平成14年3月27日教委告示第7号

平成15年3月31日教委告示第5—2号

平成19年9月27日教委告示第18号

平成22年3月11日教委告示第7号

平成27年4月1日教委告示第8—2号

注 平成19年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市立水谷東公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書の貸出し、収集及び保存に関すること。
- (2) おはなし会、ブックトーク等の集会事業に関すること。
- (3) 児童向け広報の発行及び児童の読書活動の普及に関すること。
- (4) その他図書室運営に必要な業務に関すること。

(平19教委告示18・一部改正)

(資料の配備)

第3条 図書室に配備する資料は、図書を原則とする。

(図書室の運営)

第4条 図書室の運営は、富士見市立図書館に従事する職員が行う。

(利用時間)

第5条 図書室の利用時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(平22教委告示7・全改)

(休室日)

第6条 図書室の休室日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理日（毎年15日以内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。）

(平22教委告示7・全改、平27教委告示8—2・一部改正)

(資料の貸出)

第7条 資料の貸出しは、個人又は団体に対して行う。

(貸出期間)

第8条 資料の貸出期間は、貸出しの日から15日以内とする。

(貸出冊数)

第9条 資料の貸出冊数の制限は、これを設けない。ただし、指定管理者が運営上特に必要と認める場合は、貸出しの冊数を制限することができる。

(平22教委告示7・一部改正)

(損害賠償)

第10条 図書館の利用者が、自己の責めに帰すべき理由により資料を損傷又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年6月4日から施行する。

附 則 (平成10年7月14日教委告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱の規定は、平成10年7月1日から適用する。

附 則 (平成11年10月6日教委告示第17号)

この告示は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日教委告示第7号) この

告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日教委告示第5—2号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月27日教委告示第18号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月11日教委告示第7号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委告示第8—2号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

○富士見市立図書館障害奉仕事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は富士見市立図書館条例施行規則(平成6年教委規則第4号。以下「規則」という。)第2条第9号に基づき富士見市立図書館の障害奉仕について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 障害奉仕を受けることができる者は、規則第5条の登録をした富士見市在住者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持しない者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害を有する者
- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持しない者で同制度で規定するA又はBの障害を有する者
- (3) 前2号に掲げる者に該当すると指定管理者が認めた者

(資料)

第3条 障害奉仕で提供する録音資料・点字資料等(以下「資料」という。)は、当館が所蔵しているもの、又は図書館間相互貸借で借受けできるものとする。ただし、どこも所蔵・制作していない資料については当館で制作、又は他館に制作依頼を行い提供するよう努める。

(貸出期間・貸出冊数)

第4条 資料の貸出期間及び冊数は富士見市立図書館の図書に準じる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは変更することができる。

(郵便等送付サービスによる貸出し)

第5条 郵便等送付サービスによる貸出しを受けることができる者は、当分の間、視覚障害者のみとする。貸出しの申込みは、電話等で行うことができる。

(対面朗読)

第6条 対面朗読を希望する者は、希望する日の2日前までに申込まなくてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○団体利用に関する事務処理要領

富士見市立図書館条例及び同施行規則に基づき実施する団体利用の諸手続きについては、以下のとおりとする。

1 団体の要件

下記の要件の1を満たした団体を当要領に規定する団体利用の対象とする。

- (1) 活動の本拠が富士見市内にある団体
- (2) 団体の構成員の50%以上が富士見市内在住または在勤している団体
- (3) 富士見市内にある公共機関、公共的組織・団体または事業所
- (4) 上記(3)に準ずる団体またはそれと同等であると指定管理者が認める団体

2 登録

富士見市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。第5条に基づき、以下のとおり手続きを行うものとする。

(1) 申込み

図書館利用申込書〔団体用〕に必要事項を記入し、規則第5条第2項第2号に掲げる書類（以下「確認用資料」という。）を提出または提示して申込み手続きを行う。

(2) 更新および変更

登録団体は、年度単位で更新手続きを行うものとする。また、登録団体はその登録に関わる内容を変更したときは、すみやかに変更の届出を行うものとする。

(3) 抹消

登録団体が解散等によりその活動を停止した場合または長期にわたりその活動を休止する場合は、すみやかにその旨の申出を行い登録を抹消する。

なお、不定期の活動休止の場合は、上記(2)の手続きを行わないことで更新しないことができる。

(4) 貸出利用カード

団体登録用の図書館利用カードを使用する。当該カードは図書館で保管する。

3 貸出し

規則第7条に基づき、以下のとおり貸出しを行うものとする。

(1) 対象資料

富士見市立図書館において館外貸出可能な図書館資料及び視聴覚機材を貸出対象とする。

(2) 貸出期間

貸出期間は、貸出日の翌月の同日までとする。ただし、視聴覚資料及び視聴覚機材については、規則第7条第1項に定める期間とする。

また、他の図書館業務に影響を与える可能性がある場合は、指定管理者の指示により制限を設けることができる。

(3) 貸出数量

規則第7条第1項に定める数量とする。ただし、他の図書館業務に影響を与える可能性がある場合は、指定管理者の指示により制限を設けることができる。

4 留意事項 団体利用の際は、以下のとおり留意するものとする。

(1) 貸出及び返却は来館を基本とする。

(2) 特に事由のある場合を除き、貸出資料は一括して返却手続きを行う。

(3) 対象団体の構成員の個人的な利用と混同しないよう留意する。

(4) 児童備品については、視聴覚機材に準じる。

5 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より適用する。

○図書館の資料等に係る損害賠償に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）第13条及び富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号。以下「規則」という。）第11条に基づき、図書館施設及び図書館資料の損害賠償に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の基準)

第2条 資料に係る賠償の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 賠償する資料は、同一資料を基本とする。ただし資料の入手が困難な場合は、指定管理者が指示する資料をもって充てるものとする。

(2) 他館から相互貸借をして借用した資料は、貸出館と

協議の上、決定をし、賠償を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○富士見市立中央図書館渋谷定輔文庫資料利用要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市立図書館条例施行規則第2条及び第6条の規定に基づき、富士見市立中央図書館が管理する渋谷定輔文庫資料（以下「資料」という。）の利用について定めることを目的とする。

(館内閲覧)

第2条 資料の利用は、館内閲覧とする。

2 資料の館内閲覧を受けようとする者は、あらかじめ渋谷定輔文庫利用票（様式第1号）により申込まなければならない。

3 同時に館内閲覧を受けることのできる資料は、図書類・文書類各5点ずつ計10点までとする。ただし、教育委員会が特に認めたときはこの限りではない。

(館外貸出し)

第3条 図書館、博物館等の公共的機関のほか、教育委員会が特に認めたときは、資料を館外貸出しすることができる。

2 資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ渋谷定輔文庫資料館外貸出許可申請書（様式第2号）により申請し、渋谷定輔文庫資料館外貸出許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

3 同時に貸出しを受けることのできる資料は5点以内とし、貸出期間は1ヶ月以内とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用の制限)

第4条 資料に特別の事情があると認められた場合は、教育委員会が資料の利用を停止又は禁止等の制限をすることができる。

(資料の複写)

第5条 資料の複写を受けようとするものは、渋谷定輔文庫資料複写申込書（様式第4号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の複写が不相当と認めた場合は、許可しないことができる。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○入間東部地区公共図書館の相互利用に関する協 定書

(目的)

第1条 この協定は、富士見市、ふじみ野市、三芳町（以下「構成市町」という。）の構成市町の設置する図書館を相互利用することで、相互の図書館利用を促進し、その住民及び在勤、在学者（以下「住民等」という。）の利便を図り、公共図書館サービスと文化・教養の向上に寄与することを目的に協定を締結する。

(相互協力)

第2条 構成市町の図書館は、連絡を密にし、相互に協力するものとする。

(相互利用)

第3条 構成市町の住民等は、平成17年10月1日から構成市町の図書館を、それぞれの図書館利用に関する条例・規則等（以下「条例」という。）に基づき利用することができるものとする。

(無償利用)

第4条 構成市町の住民等が構成市町の図書館の資料を利用する場合における費用は、図書館法（昭和25年法律第

118号）の規定に基づき無償とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項若しくは協定変更の必要又は疑義が生じたときは、構成市町が協議して定める。

この協定の証として本書3通を作成し、構成市町長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年10月1日

○入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚 書

入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚書の全部を次のように改正する。

入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、入間東部地区公共図書館の相互利用に関する協定書に基づき、入間東部地区公共図書館の相互利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館)

第2条 構成市町の住民等が利用できる図書館は、次に掲げるものとする。

富士見市 富士見市立中央図書館

富士見市立図書館鶴瀬西分館

富士見市立図書館ふじみ野分館

富士見市立水谷東公民館図書室

ふじみ野市 ふじみ野市立上福岡図書館

ふじみ野市立大井図書館

ふじみ野市立上福岡西公民館図書室

三芳町 三芳町立中央図書館

三芳町立図書館竹間沢分館

(利用の範囲)

第3条 構成市町の住民等が利用できる範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各図書館資料の館内及び館外利用
- (2) 各図書館資料の複写サービス
- (3) 予約、リクエストサービス
- (4) レファレンス・サービス
- (5) 各図書館主催の各種行事
- (6) その他館長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県立図書館協力ネットワークを利用できない資料の提供は、当該自治体住民へのサービスに限定する。

3 第1項第5号に掲げる主催事業は、必要に応じて当該自治体住民へのサービスに限定することができる。

(登録方法)

第4条 図書館資料の館外利用を受けようとする者は、利用図書館の利用券の発行を受けなければならない。

(図書館の利用)

第5条 構成市町の住民等の利用については、各図書館は、当該自治体の住民と同等の扱いとなるよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 構成市町の図書館は、資料の有効的活用やサービスの向上を図るため常に相互協力を努めるものとする。

(協議)

第7条 この覚書に関し、定めのない事項及び変更の必要が

生じたときは、構成市町の館長又は図書館担当課の長が協議して定めるものとする。

(附則)

この覚書は、平成28年6月1日から施行する。

この覚え書きの成立を証するため、本書3通を作成し、構成市町館長名又は図書館担当課長名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成28年3月31日

富士見市

富士見市教育委員会生涯学習課長

ふじみ野市

ふじみ野市立大井図書館長

三芳町

三芳町立中央図書館長

図書館要覧
令和3年度

発行
令和3年12月
富士見市立図書館